知内町子育てガイドブック

知内町

子育てガイドブックの見方

母子健康手帳交付

申請や支援を実施している場所です

知内町保健センター
健康推進係　☎5-6161

担当している係の名前と連絡先です

妊娠、出産や子育てについて何でも聞いてくださいね！

★届出場所・日時
　知内町保健センター　　午前８時３０分から
★届出時に必要なもの
　医療機関から発行された妊娠届
＊妊娠届には届出人の印鑑の押印が必要です
★届出時に行うこと
　（１）保健師による保健指導、栄養士による栄養指導
　（２）妊婦一般健康診査および産婦健康診査受診券票の発行
　（３）出生後のスケジュール（赤ちゃん訪問、各種申請手続き）の確認

目次

★妊娠期から子育て期までを安心して過ごせるように★
2P　知内町子育て包括支援センター

★妊娠がわかったら★
3P　母子健康手帳交付・妊産婦健康診査
4P　産後ケア事業
5P　知内町妊婦安心「ホッ」とサポート

★赤ちゃんが生まれたら★
6P　出生届・赤ちゃん訪問・乳幼児健診
7P　ブックスタート・フッ素塗布・予防接種

★お子さんついての各種相談窓口
8P　お子さんに関する各種相談窓口・子ども発達支援センター

★子育て応援情報★
9P　子育てサロン・子育てサークル

★手当・助成制度について★
１０P　児童手当・子ども医療費助成制度
　　障害児の子育て支援（特別児童扶養手当・障がい児福祉手当・
　　重度心身障害者医療費助成制度）
１１P　ひとり親家庭の子育て支援（児童扶養手当・ひとり親家庭等医療費助成制度）
１２P　その他子育て支援事業（出産記念品プレゼント・知内町子育て支援金）
１３P　各種助成金（不妊治療費助成事業・不育症治療費助成事業・新生児聴覚検査助成事業）
１４P　妊産婦安心出産支援事業（妊産婦交通費・準備宿泊費助成事業）

★就園・学童保育・学校給食費の無償化について★
１５P 保育園・幼稚園・学童保育
　　学校給食費の無償化

★知内町子育て包括支援センター★

健康推進係　☎5-3506

妊娠期から子育て期までを安心して過ごせるようサポートするための相談窓口です。
相談内容に応じて、保健師が関係機関と連携し、必要なサービスに繋いでいきます。
保健センター内に開設ですので、お気軽にお立ちよりください。

★こんな悩みありませんか？★
- 初めての妊娠で不安・・・
- 出産の準備はどうしたらいいの？
- 身近に相談できる人がいない
- 赤ちゃんが泣いてばかりでつらい
- 予防接種の受け方がわからない
- 離乳食の作り方がわからない
- 子どもの発達のことが心配　など

相談

支援

★関係機関★
- 医療機関
- 保育園、幼稚園
- 学校
- 子育てサロン
- 児童相談所
- 子ども発達支援センター　など

連携

知内町子育て世代包括支援センター
（知内町字重内 31 番地１３０　保健センター内）
開設時間：月～金（祝日・年末年始を除く）
午前８時３０分から午後５時１５分
電話：０１３９２－５－３５０６
窓口：保健推進係（保健師）

いつでも気軽に
ご相談ください

以下のようなサービスを活用してサポートしていきます！

妊娠期	出産・産後	子育て期
母子手帳交付	新生児訪問・産婦訪問	予防接種（定期・任意）
妊婦健診	産婦健診	管理栄養士による離乳食相談
妊産婦安心「ホッ」とサポート	産後ケア事業	保健師による育児相談
妊産婦安心出産支援事業（健診、出産時の交通費・宿泊費の助成）		乳幼児健診
		一時保育
		子育てサロン（子育て世代交流フリースペース）

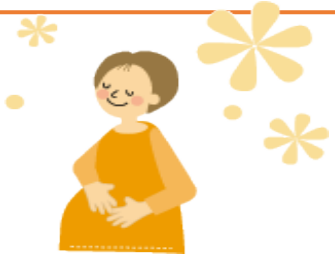

★妊娠がわかったら★

母子健康手帳交付

知内町保健センター
健康推進係　☎5-3506

★届出場所・日時
　知内町保健センター　　午前８時３０分から午後５時１５分
★届出時に必要なもの
　医療機関から発行された妊娠届
＊妊娠届には届出人の印鑑の押印が必要です
★届出時に行うこと
　（１）保健師による保健指導、栄養士による栄養指導
　（２）妊婦一般健康診査および産婦健康診査受診券票の発行
　（３）出生後のスケジュール（赤ちゃん訪問、各種申請手続き）の確認

妊産婦健康診査

知内町保健センター
健康推進係　☎5-3506

母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査、超音波検査受診票、産婦健康診査受診票を発行します。
★受診票の使用について
・発行された受診票は本人以外使用できません。また、町外に転出した場合、北海道以外で受診する場合は利用できません。道外での里帰り健診を希望の方はご相談ください。
・受診票記載の健診項目以外は、自己負担になります。医療機関と相談してお受けください。

★妊婦一般健康診査受診票
　１４枚発行されます。医療機関と相談しながら、必要な健診項目が受診できるように利用してください。

★超音波受診票
　６枚発行されます。超音波受診票は必ず妊婦一般健康診査受診票と一緒に利用ください。単票では利用できません。

★産婦健康診査（平成３０年４月開始）
　２枚発行されます。受診回数（１回または２回）については医療機関の指示に従ってください。

＊妊婦さんが転入してきたら・・・
　転入前の市町村から発行された妊産婦健康診査の受診票の差し替えが必要になります。
転入手続きが終わりましたら、保健センターまで連絡または来所してください。

産後ケア事業

知内町保健センター
健康推進係　☎5-3506

〇産後ケア事業とは

出産後に身近にお世話してくれる人がいなく、「母乳や沐浴、赤ちゃんのお世話はこれでいいのかしら？」「すこし気分が沈むがち…」など不安を持つお母さんが医療機関に宿泊して、お母さんの体調に応じたケアやアドバイスが受けられる事業です。令和３年４月より開始しています。

〇対象者

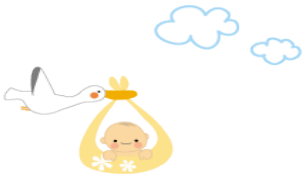

知内町に住所を有する産後概ね２か月以内のお母さんとそのお子さんで
下記すべてに該当する方

１　産後の体調や育児に不安を感じている方
２　ご家族等から産後の支援を受けられない方
３　医療行為の必要のない方

〇ケア内容

１　お母さんのケア（健康状態のチェック、乳房のケア、生活面の指導など）
２　お子さんのケア（沐浴や授乳などの育児指導）
３　その他必要とする保健指導

〇利用可能医療機関

・えんどう桔梗マタニティクリニック
・こじま産婦人科
・市立函館病院
・函館中央病院

※利用する産科医療機関や利用期間はご希望に添えない場合があります。

〇利用料金（自己負担額）

・町民課税世帯
　１日あたり３，６００円（１泊２日の場合７，２００円　以後１日毎に加算）

※利用料金が、利用した産科医療機関を退所時に、直接お支払いください。

・生活保護世帯・町民税非課税世帯（証明書類の提出が必要）
　自己負担免除

〇利用期間

　原則７日以内

〇利用方法及び利用の決定

　事前に申請が必要となりますので、下記までお問い合わせください。

〇お問い合わせ・お申し込み先

　知内町生活福祉課健康推進係（保健センター）保健師　電話　01392-5-3506

知内町妊婦安心「ホッ」とサポート

知内町保健センター：5-3506
知内消防署：5-5064

出産できる医療機関が近くにない知内町では知内消防署と保健センターが連携し、妊婦さんの出産に関する情報を事前に登録することで、急な激しい腹痛や出血、出産の聴講などの緊急時における対応を円滑に行い、出産を予定している医療機関等へ搬送します。少しでも安心して妊娠期を過ごし、出産できるようにご活用ください。

★対象者

町内在住の妊婦さんで事前登録をされている方
※里帰り出産のため、現在知内町にお住まいの妊婦さんも登録可能です

★登録方法

「知内町妊婦安心「ホッ」とサポート事前登録届出書」を妊娠届提出時に保健センターに提出。
登録情報は、知内消防署にも情報提供を行い、情報を共有します。
すでに、妊娠届を提出されている方で登録を希望される方は、保健センターまでお問い合わせください。

★事前登録のメリット

①急な激しい腹痛や出血、出産の兆候が始まったなどの場合は、事前登録がされていることでかかりつけ医への搬送や救急隊による適切な処置を円滑に受けることができます。
②里帰り出産の場合でも妊婦さんの素へ救急車が円滑に向かうことができます。
③個人開業の産婦人科の救急搬送も円滑に行えます。
④妊婦さんの持病の有無などを確認することができ、適切な準備や処置が可能となります。

★利用方法

①急な激しい腹痛や出血、出産の兆候が始まった場合など、かかりつけ医へご相談の上、知内消防署までご連絡をください。（TEL01392-5-3506）
②事前登録書をもとに知内消防署員が妊婦さんのご自宅まで伺い、妊婦さんの状況等やかかりつけ医との相談等を行いながら、医療機関まで迅速に搬送します。

★赤ちゃんが生まれたら★

おめでとうございます！！

出生届

知内町役場
生活福祉課戸籍住民係　☎5-6161

★届出期間

生まれた日から１４日以内に届けてください（休日・祭日などの時間外の届出は宿日直者がお預かりします。ただし、他に手続きがありますので、改めて開庁日に来ていただくことになります。）

★届出場所・日時

生活福祉課戸籍住民係　午前８時３０分から午後５時１５分

★届出に必要なもの

出生証明書（出生届と同じ用紙です）　届出人の印鑑（スタンプ印は不可）
母子健康手帳

★届出時に手続きが必要なもの

国民健康保険証（加入している方）　子ども医療費助成制度申請　子ども手当認定申請

こんにちは赤ちゃん訪問

保健センター
生活福祉課健康推進係　☎5-3506

安心して子育てができるよう、赤ちゃんがうまれたすべてのご家庭に保健師と管理栄養士が訪問しています。赤ちゃんの発達・発育などを確認し、子育てのアドバイスをはじめ、健診や予防接種の進め方について子育てに必要な情報の提供を致します。保健師が電話連絡で訪問日を調整します。

乳幼児健診

保健センター
生活福祉課健康推進係　☎5-3506

※１か月児健診は各医療機関で各自受診です。
対象日の２週間前に保健センターから健診お知らせ通知が来ます。

健康診査名	対象	日程	内容	持ち物
乳児健診	４か月児	年６回	身体計測、問診、小児科医診察、栄養指導、保健指導	母子健康手帳 ※４か月児は子育てアンケートを記入し持参してください。
	７か月児			
	１０か月児		身体計測、問診、小児科医診察、栄養指導、歯科指導、保健指導	
	１２か月児			
幼児健診	１歳６カ月児 ３歳児	年４回	身体計測、問診、小児科医診察、歯科診察、栄養指導、歯科指導、保健指導	母子健康手帳 問診票
５歳児健診	年度中に５歳になる幼児	年３回	身体計測、問診、集団遊び、発達相談、小児科医診察、栄養指導、保健指導	母子健康手帳 問診票

※健診の会場はすべて保健センターです。費用は無料です。

ブックスタート事業

保健センター
教育委員会社会教育係　☎5-6855

１０か月児健診を受診されるお子さんに絵本をプレゼントしています。

フッ素塗布

保健センター
生活福祉課健康推進係　☎5-3506

対象	日程	内容	場所	持ち物
１歳～３歳６カ月児	年４回	歯科診察、フッ素塗布、歯科指導、保健指導、栄養指導	保健センター	母子健康手帳

※費用は無料です
※対象児に毎回お知らせを致します。3～6か月に１回の間隔でご利用ください。
※年度中に１歳になる対象者には対象となる月に通知致します。
※保育園（所）でも年２回、訪問フッ素塗布がありますので併用ください。

予防接種

契約医療機関
生活福祉課健康推進係　☎5-3506

赤ちゃんは病気に対する抵抗力が弱く、細菌やウイルスによる感染症にかかりやすく、重症化しやすいと言われます。そんな赤ちゃんを細菌やウイルスから守る方法の一つが、ワクチン接種です。接種が可能な月齢になったらできるだけ早くワクチンを接種しましょう。

	予防接種の種類	料　　金	接種場所
定期接種	ヒブ、小児肺炎球菌、四種混合、ＢＣＧ、麻疹風疹混合、水痘、日本脳炎、Ｂ型肝炎、二種混合、ロタウイルス	無　　料	渡島管内、函館市内、北斗市内の協力医療機関
任意接種	おたふくかぜ	自己負担１,０００円	一度窓口で全額自己負担し、後日、領収書による１,０００円を除く金額を償還払い
	インフルエンザ	乳幼児～高校生無料	指定医療機関（広報等でお知らせがあります）
	成人風しん ※妊娠を希望する女性（妊婦を除く）妊婦の夫、又はパートナー、妊娠を希望する女性の夫、又はパートナー 抗体検査を受け、免疫がない方が行います	風しん　２,０００円 ※風しんワクチンが不足の場合：麻しん風しん混合 ３,０００円	希望される方は事前に保健センターへお問い合わせください

※予診票は赤ちゃん訪問または個別通知でお渡しします。
※予防接種ガイドブックをよくご覧になり、余裕を持ってスケジュールを組んで接種してください。
※予防接種法の改定等により、種類や接種間隔等が変更になる場合があります。詳しくは通知や広報、町ホームページにてお知らせを致します。
※里帰り先での予防接種を希望される等ありましたら、ご相談ください。

お子さんに関する各種相談窓口

★いつでも気軽に子育て相談

相談窓口	相談の内容・時間等	問い合わせ先
知内町子育て世代包括支援センター（保健センター内）	妊娠、出産、育児、学校生活等に関わる相談をお受けします。 月～金　８：30～17：15	ＴＥＬ：5-3506
生活福祉課 福祉医療係	保育料や保育園入園に関する相談、学童保育等に関わる相談をお受けします。 生活に困った方、保護や援助を必要とする方の相談をお受けします。 月～金　８：30～17：15	ＴＥＬ：5-6161
知内町子ども発達支援センター（知内町保健センター内）	落ち着きがない、対人関係が苦手、集団活動に馴染めない等、お子さんの発達や成長について気になることや子育てで困っていることがありましたら、ご相談ください。 月～金　８：30～17：15	ＴＥＬ：5-3506

知内町子ども発達支援センター

保健センター内
生活福祉課福祉医療係・健康推進係

落ち着きがない、友達とのトラブルで困っている、集団活動に馴染めない等、発達について気になることや困っていることがありましたら、気軽にご相談ください。

〇個別での療育が受けられます。

就学前の幼児を対象として、子どもの健やかな育ちや発達を支援します。

【療育指導】
- 障がいや発達の遅れがある、または疑われる児童に対して、保育士が個別に療育指導を行い、発達を促します。
- お子さん一人ひとりに合わせた遊びや活動に取り組みながら、自信や意欲を育みます。

【家庭支援】
- 家での対応についてアドバイスや必要に応じて医療機関（発達外来）を紹介するなど専門機関と連携しながら必要な支援を行い、ご家庭をサポートします。

【専門機関個別支援】
- おしま療育センター（函館市）の言語聴覚士、作業療法士等がセンターに来所し、発達相談や療育支援を受ける機会があります。その支援をセンターでの療育指導に生かす取り組みをしています。

【子どもの健やかな育ちへの協力】
- 乳児、１歳６カ月児、３歳児、５歳児での各健診場面にセンターの療育担当の保育士が従事し、その場での相談にも対応します。
- 保育園や幼稚園に出向き、集団の様子を確認する事業も行っています。

楽しく遊びに行こう！子育て応援情報

知内町では、親子で交流しながら子育ての仲間づくりや情報交換、お子さんと自由に過ごせる場所として子育てサロンを開催しています。気軽に参加してみてください。

子育てサロン（場所：公民館児童室）

開放日	「いつも子どもと二人きり…」「子ども同士で遊ばせたい」「同じ子を持つお母さんと情報交換したい」と考えているお母さん、親子で遊びながら、交流の機会として活用してください。 ◎子育てサロンの開催日時等 ・月～金（平日）８時３０分～１７時１５分 ・対象：０歳～就学前児 ・ままごと、絵本など乳幼児向けのおもちゃが用意してあります。自由に遊んでください。
保育士支援	週５回（月～金）９時３０分～１２時 保育士が従事しています。 ・お母さんのサポートや相談対応 ・お子さんにうた、手遊び、リズム遊び、絵本読み聞かせなどを行い、遊びを体験してもらい、楽しく過ごせます。
保健師訪問（育児相談）	月１回保健師が子育てサロンに訪問し、ミニ講話、育児相談、ママ座談会を行います。

※子育てサロン利用に関しての問い合わせや要望等は生活福祉課福祉医療係または保健センターまでお願いします。

手当・助成制度について

子育てをしていく上で知っておきたい制度と手当です。忘れず手続きと確認をお願いします。

知内町役場
生活福祉課福祉医療係　☎5-6161

児童手当

★対象
・中学校終了前（１５歳に達した最初の３月３１日）までの児童を養育している方
・公務員の方は勤務先に申請してください。
★手当月額
◎所得限度額未満の場合
　３歳未満（一律）一人当たり月額１５,０００円
　３歳以上小学校終了前（第１子・第２子）　一人当たり月額１０,０００円
　３歳以上小学校終了前（第３子）一人当たり月額１５,０００円
　中学生（一律）　一人当たり月額１０,０００円
◎所得限度額移乗の場合
　一律　一人当たり月額５,０００円

子ども医療費助成制度

　高等学校終了前（１８歳に達した最初の３月３１日）までのお子さんが健康保険証を使って医療機関を受診したときの保険診療の自己負担分を町が助成するものです。
　受診する際に保険証と子ども医療費受給者証を提示すると、医療機関の窓口での医療費の自己負担分がなくなります。

障害児の子育て支援

特別児童扶養手当

★対象
２０歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を家庭で看護、養育している方に支給される手当です。
★手当月額
・１級　５１,７００円　　・２級　３４,４３０円

障がい児福祉手当

★対象
精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の２０歳未満の方に支給される手当です。
★手当月額
　１４,６５０円

重度心身障害者医療費助成制度

身体障害者手帳の等級１・２・３級、療育手帳Ａ判定及び重度の知的障がいと診断された方を対象に助成します。精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの方は通院のみ助成します。（入院は対象外）

ひとり親家庭の子育て支援

児童扶養手当

★対象

母子・父子家庭または同様の家庭に支給される手当です。

・次のいずれかに該当する１８歳に達した最初の３月３１日までの児童又は２０歳未満で一定の障がいを有する児童を養育している方

１）　父母が婚姻を解消した児童
２）　父または母が死亡した児童
３）　父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
４）　父または母の生死が明らかでない児童
５）　父または母から１年以上遺棄されている児童
６）　父または母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた児童
７）　父または母が１年以上拘禁されている児童
８）　母が婚姻しないで生まれた児童
９）　父・母ともに不明である児童

※ただし、次のような場合は手当が支給されません。

１）対象児童が児童福祉施設などに入所したり、里親に預けられているとき
２）父または母が婚姻の届け出はしなくても事実上の婚姻関係（内縁関係等）があるとき
３）父や母などが日本国内に住所を有しないとき
４）父や母などが老齢福祉年金以外の公的年金を受けられるとき

★手当月額

・対象児童１人目　　１０,０３０円～４２,５００円
申請者の前年または前々年の所得によって変わります。
・対象児童２人目　　5,０２０円～１０,０４０円
・対象児童３人目以降　　3,０１０円～　6,０２０円

※手当の認定期間が５年を経過したときなどは、手当額の一部又は全部が停止される場合があります。

ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親世帯等で、お子さんとそのお子さんを養育している方に保険診療の自己負担分（全部または一部）を助成します。助成対象は１８歳に対する日の属する年度の末日まで又は２０歳に達する日の属する月の末日までお子さんを扶養している方またはその児童になります。

病院を受診した際の自己負担額	
年齢区分	自己負担額
０～１８歳	自己負担なし
高校卒業～２０歳未満	課税：総医療費の１割負担 非課税：初診時一部負担金（医科 580 円、歯科 510 円柔整 270 円）
親（入院のみ）	課税：総医療費の１割負担 非課税：初診時一部負担金（医科 580 円、歯科 510 円柔整 270 円）

その他の子育て支援

知内町役場
生活福祉課戸籍係　☎5-6161

知内町子育て支援交付金

知内町の次世代を担う健康な子どもの誕生を祝い、出生児の健康と健やかな成長を願って、児童福祉の増進と合わせて交通安全対策の推進を図ることを目的とした交付金です。

★支給額

出生児１人につき 70,000 円

★受給資格

出生児と保護者（扶養義務者）が知内町の住民基本台帳に記録されており、出産時に保護者が引き続き３か月以上居住していること。

★申請手続き

お子さんが出生してから６か月以内に、生活福祉課福祉医療係で申請の手続きをしてください。

★申請に必要なもの

・保護者の預貯金通帳
・印鑑

☆各種助成金について☆

保健センター　☎５－３５０６

知内町では、安心して子どもを産むことができる環境づくりの推進の一環として、妊娠・出産を望む家庭、妊産婦さんの経済的な負担を軽減するために助成を行っています。

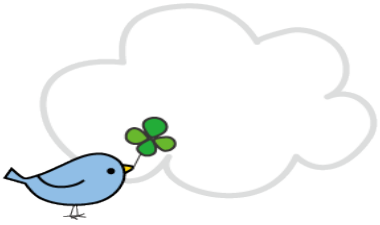

知内町不妊治療費助成事業

対象となる治療

特定不妊治療（男性不妊治療を含む）および一般不妊治療

対象者

次の事項にすべて該当する方です

（１） 治療開始前に法律上の婚姻をしている者

（２） 夫婦いずれかが、対象となる治療の開始前に知内町に住所を有し、今後も居住見込みがあること

（３） 夫婦いずれもが、医療保険各法による被保険者または組合員であること

（４） 夫婦いずれもが、町税等に滞納がないこと

（５） 他の市町村において、特定不妊治療または一般不妊治療に要した費用の助成を受けていない、または受ける見込みがないこと

助成内容

（１） 特定不妊治療の助成の自己負担額（ただし、北海道不妊治療費助成事業により受けることが可能な金額を控除した額）に対して、一回の治療につき２０万円を上限とし、通算１０回を超えない範囲

※採卵を伴わない治療、状態がよい卵が得られない等で治療を中止した場合は、１回の治療につき１０万円を上限額とする。

※男性不妊治療の場合は１回の治療につき２０万円を上限とする。

（２）一般不妊治療の助成

治療に要した費用の自己負担額に対して１回の治療につき 10 万円を上限額とし、通算 10 回を超えない範囲

申請に必要なもの

（１） 知内町不妊治療費助成事業交付申請書（※町のホームページでダウンロードできます）

（２） 知内町不妊治療受診等証明書（※町のホームページでダウンロードできます）

（３） 医療機関が発行した不妊治療に要した費用にかかる領収書（内容がわかるもの）または領収書の写し

（４） 住民票謄本または住民票抄本

（５） 振込先金融機関口座が確認できる書類

（６） 北海道不妊治療助成事業の交付決定通知書（ただし、特定不妊治療を道費助成で受けている場合のみ）

（７） その他町長が必要と認める書類

知内町不育症治療費助成事業

対象となる検査・治療

医療機関において不育症の因子を特定するための検査および、その検査結果に基づく不育症治療

対象者

次の事項にすべて該当する方です

（１） 治療開始前に法律上の婚姻をしている者

（２） 夫婦いずれかが、対象となる治療の開始前に知内町に住所を有し、今後も居住見込みがあること

（３） 夫婦いずれもが、医療保険各法による被保険者または組合員であること

（４）　夫婦いずれもが、町税等に滞納がないこと
（５）　他の市町村において、不育症治療に要した費用の助成を受けていない、または受ける見込みがないこと

助成内容

不育症治療に要した費用の自己負担額（ただし、北海道不育症治療費助成事業により受けることが可能な金額を控除した額）に対して１回の治療につき２０万円を上限

申請に必要なもの

（１） 知内町不育症治療費助成事業申請書（※町のホームページでダウンロードできます）
（２） 知内町不育症治療受診等証明書（※町のホームページでダウンロードできます）
（３） 医療機関が発行した不育症治療に要した費用にかかる領収書（内容がわかるもの）または領収書の写し
（４） 住民票謄本または夫および妻の住民票抄本
（５） 振込先金融機関口座が確認できる書類
（６） その他町長が必要と認める書類

知内町妊産婦安心出産支援事業

妊婦健康診査、出産、産後１か月健康診査で知内町から町外の医療機関に通院するための交通費と出産準備に要した宿泊費の助成をしています。

対象となる費用

（１） 交通費は、知内町が発行する妊婦一般健康診査受診票を利用して受けた健診、出産日、産後１か月健康診査によるもの
（２） 宿泊費は、出産するために、事前の準備を要した宿泊によるもの

対象者

助成対象者は次の事項にすべて該当する方です。

（１）　知内町に住民登録がある妊産婦であること
（２）　当町から、別の市町村にある医療機関に通って、妊婦健康診査、出産、産後１か月健康診査を受ける者（※里帰りにて健診、出産をする方は対象になりません）

助成内容

（１）交通費は、１回あたり1,８６０円を助成し、妊婦一般健康診査１４回、出産日１回、産後１か月健康診査１回の１６回を上限とする
（２）宿泊費は、１泊あたり5,０００円を助成し、１人につき１回５泊を上限とする

申請に必要なもの

（１） 知内町妊産婦安心出産支援事業申請書
（２） 宿泊施設の利用を証明できるもの（妊婦氏名明記の領収書）※宿泊費の助成を申請する場合のみ

各種助成の申請場所と日時について

知内町保健センター（知内町字重内３１番地１３０）
平日　８時３０分～１７時１５分

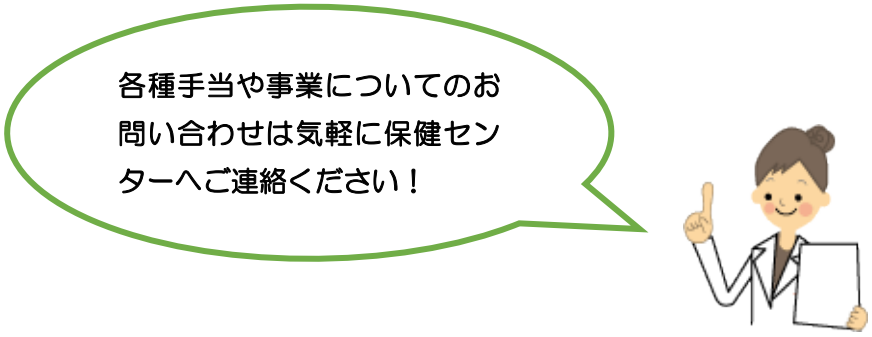

☆就園について☆

知内町には私立保育園が１か所、町立幼稚園が１か所あります。

◎保育園

生活福祉課福祉医療係　☎5-6161

保育園（所）は、仕事や病気等の理由で日中のお子さんの面倒をみることができない保護者に代わって、保育をする場所です。

保育園名	住所	電話番号	保育時間	休園日	乳児保育	未満児保育	その他
知内保育園	重内 12 番地	5-5069	（月～土曜日） 標準時間：7：30～18：30 短時間：7：30～16：00	日曜、祝日、 年末年始	実施 （生後６カ月～）	実施	私設、 定員 60 名

入園手続きについて

保育所の利用を希望される方は、２号または３号認定の手続きが必要です。

２号認定	保育の必要性の認定を受ける３歳以上の就学前の子ども
３号認定	保育の必要性のにんていを　受ける３歳未満の子ども

入所申込み先：生活福祉課福祉医療係

利用調整：入所希望者が多数の場合は、知内町保育所入所基準に基づき入所優先順位によって決定します。
その場合は希望する保育園（所）、希望する時期に入所できないことがあります。

申込み期間、入園説明会日程については「広報しりうち」または町ホームページをご覧ください。

★一時預かり

保護者の通院や冠婚葬祭、妊娠・出産等で家庭での保育が困難な場合にお子さんを一時的に保育をします。

実施園	知内保育園	
対象	知内町に住居し、生後６か月から小学校就学前の 保育園等に通っていない児童	
保育料	１日保育（４時間以上）1200 円 半日（４時間以内）　　600 円 ※生活保護世帯及び非課税世帯については無料	給食費：250 円
備考	◎週に３日以内、月に１４日以内の利用 ◎利用希望日の３日前までに直接、保育園（所）に申し込むこと ◎園（所）の体制が整わず、希望日に利用いただけない場合もあります。	
お問い合わせ先	生活福祉課福祉医療係 5-6161	知内保育園 5-5069

◎幼稚園　　知内町教育委員会　☎5-6855　　知内幼稚園　☎5-6456

〇対象児：３～５歳児（※町外からの入園も可能）

住所	電話番号	保育時間等	休園日	預かり保育	その他
重内２６番地６	5-6456	月・水曜日 ９：００～１４：００ 火・木・金曜日 ９：００～１４：２０	日曜、祝日、 夏休み、冬休み、 春休み	平日：８：００～通常登園まで 降園後～１８：００まで 夏休み等の長期休暇 ８：００～１８：００	公設 バス通園できます （無料）

※令和４年度より認定こども園開設予定。
情報についてはわかり次第掲載します。

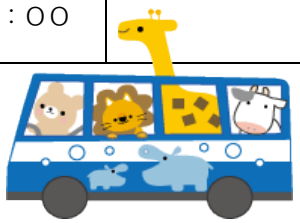

◎学童保育　　生活福祉課福祉医療係　☎5-6161

学童保育は、小学校の児童で保護者の就労等により保育を必要とする児童に対して、保護者に代わり保育することにより、学童の健全な育成を図るとともに子育て支援の一環をとして開設しています。

対象児童

（１） 町内小学校１年生から６年生までの児童で、保護者が就労等により放課後における保育を必要とする児童（短期間を除く）

（２） その他町長が必要と認める児童

場　所	電話番号	保育時間	休日	保育料等	その他
知内町複合施設「遊泳館」内	5-5418	◎学校がある日 下校時間～午後５時３０分まで ◎土曜日 午前８時～午後５時 ◎学校の臨時休業日及び長期休業等（土曜日を除く） 午前８時～午後５時３０分まで ※土曜日及び臨時休業日についてはその週の木曜日までに申請	日曜、祝日、 年末年始、お盆	【保育料】 学童１人につき月額5,000 円 同一世帯から２人以上の学童が入所した場合は、２人目以降は月額2,500 円 生活保護世帯の児童は保育料免除 【おやつ代】 学童１人につき月額 1,000 円	公設 定員４０名 学童までの送迎は各自

☆学校給食費の無償化☆　　知内町教育委員会　☎5-6855

知内町では、平成 31 年度（令和２年度）より、保護者の方の負担軽減を図るため、学校給食費の無償化を実施しております。

地元食材を積極的に活用し、安心安全かつ魅力のある給食を子どもたちに提供していきます。

知内町子育てガイドブック

発行年月：平成３１年４月

改　　訂：令和３年　４月

問い合わせ先：知内町保健センター

ＴＥＬ：01392-5-3506